

# 広島市報

定期第1024号  
平成27年9月30日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 規 則

○広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第62号）..... 4

### 告 示

○介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可..... 4

○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 4

○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定..... 4

○路外駐車場の休止..... 5

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定..... 5

○広島市市税条例による寄附金の指定..... 5

○放置自転車等の撤去 2件..... 5

○開発行為に関する工事の完了..... 6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新..... 6

○広島市特別名誉市民の顕彰 2件..... 6

○自転車等の所有権の取得..... 6

○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）通路の変更..... 6

○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路の変更..... 7

○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更..... 7

○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の決定..... 7

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 5件..... 7

○開発行為に関する工事の完了..... 11

○建築基準法に基づく広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物についての容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度の変更..... 11

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2件..... 12

○出納員の事務の一部委任及び委任の解除..... 14

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止..... 14

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定..... 15

○市営住宅の家賃の変更..... 15

○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止..... 15

○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止..... 15

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定..... 15

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止..... 16

○公共下水道の供用開始..... 16

○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始..... 16

○会計管理者の事務の一部委任..... 16

○出納員の事務の委任..... 17

○開発行為に関する工事の完了..... 17

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新..... 17

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定..... 17

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定..... 17

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業所等の変更	18	○放置自転車等の撤去（中区）	23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の休止	18	○放置自転車の撤去（東区） 2件	23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止	18	○道路区域外の敷地の廃止（東区）	24
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定	18	○放置自転車の撤去（東区） 3件	24
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の変更	19	○建築基準法による道路の位置の指定（東区）	24
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療を担当する機関の指定	19	○放置自転車の撤去（東区）	24
○自転車等の所有権の取得	19	○放置自転車等の撤去（南区）	24
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出	19	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	24
○土地改良法による役員就（退）任届の提出 2件	20	○向洋中町町内会の告示事項の変更（南区）	25
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止	21	○向洋本町町内会の告示事項の変更（南区）	25
○市営住宅等附設駐車場の使用料を定める	21	○向洋大原町町内会の告示事項の変更（南区）	25
○広島農業振興地域整備計画の変更	21	○放置自転車等の撤去（南区）	25
○放置自転車等の撤去（中区） 3件	21	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	25
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	21	○道路の区域変更（南区）	25
○放置自転車等の撤去（中区） 2件	22	○道路の供用開始（南区）	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	22	○放置自転車等の撤去（南区）	26
○放置自転車等の撤去（中区） 4件	22	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	22	○放置自転車等の撤去（南区） 2件	26
○放置自転車等の撤去（中区）	22	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	23	○道路の供用開始（南区）	26
○放置自転車等の撤去（中区） 2件	23	○放置自転車等の撤去（南区） 4件	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	23	○放置自転車等の撤去（西区） 5件	27
○放置自転車等の撤去（中区） 3件	23	○道路の区域変更（西区）	27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	23	○放置自転車等の撤去（西区） 3件	27
		○屋外広告物法による屋外広告物の除却保管（安佐南区）	28
		○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）	28
		○建築基準法に基づく一つの敷地とみなすこと等による一団地の認定（安佐南区）	28
		○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）	28
		○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	29
		○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 3件	29
		○道路の区域変更（安佐南区）	29
		○道路の供用開始（安佐北区）	30
		○道路の区域変更（安佐北区）	30
		○道路の供用開始（安佐北区）	30
		○放置自転車等の撤去（安佐北区）	30
		○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）	30

- 区出納員の事務の一部委任の解除（安芸区）.....30
- 区出納員の事務の一部委任（安芸区）.....30
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....30
- 放置自転車の撤去（安芸区）.....30
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....31
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）.....31
- 放置自転車の撤去（安芸区）.....31
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....31
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....31
- 市街化区域内の里道の廃止（佐伯区）.....31
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）.....31
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....32
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....32
- 道路の区域変更（佐伯区）.....32
- 道路の供用開始（佐伯区）.....32
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....32
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....32
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....33
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....33
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....33
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....33
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....33
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....33
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....33
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....33

**区 告 示**

- 自動車臨時運行許可番号標の失効（東区）.....33
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（東区） 8件.....33
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区） 2件.....35

**選 管 告 示**

- 広島市農業委員会委員選挙の第8選挙区における投票区の設置の告示中の表の一部変更.....35

**区 選 管 告 示**

- 公職選挙法により、平成27年9月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（中区）.....35
- 公職選挙法により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（中区）.....35
- 公職選挙法により、平成27年9月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住

- 所及び生年月日（東区）.....35
- 公職選挙法により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（東区）.....36
- 公職選挙法により、平成27年9月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（南区）.....36
- 公職選挙法により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（南区）.....36
- 公職選挙法により、平成27年9月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（西区）.....36
- 公職選挙法により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（西区）.....36
- 公職選挙法により、平成27年9月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（安佐南区）.....37
- 公職選挙法により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（安佐南区）.....37
- 平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の公表（安佐北区）.....37
- 公職選挙法により、平成27年9月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（安佐北区）.....37
- 公職選挙法により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（安佐北区）.....37
- 公職選挙法により、平成27年9月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（安芸区）.....37
- 公職選挙法により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（安芸区）.....38
- 公職選挙法により、平成27年9月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（佐伯区）.....38
- 公職選挙法により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生

年月日（佐伯区）.....38

○佐伯区の投票区の設置の告示中表の一部変更（佐伯区）.....38

**人事委員会規則**

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....38

**教委規則**

○広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....38

**教委告示**

○広島市教育委員会議（定例会）の開催.....39

○広島市教育委員会議（臨時会）の開催.....39

**監査公表**

○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表 2件.....39

**規 則**

**広島市規則第62号**

平成27年8月18日

広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則**

広島市建築基準法施行細則（昭和53年広島市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）」を削り、「一に」を「いずれかに」改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 確認の申請に係る建築物（住居の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）の敷地が県条例第4条の2第1項に定めるときに該当する場合 縮尺、擁壁の有無及び構造、崖の高さ、勾配及び形状並びに崖の上端又は下端から建築物までの水平距離を明示した図面

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**広島市告示第400号**

平成27年8月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次に掲げる施設を介護老人保健施設として開設を許可したので、同法第104条の2第1号の規定により告示します。

許可年月日 平成27年8月1日

広島市長 松井一實

開設者	施設		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人社団 葵会	介護老人保健施設葵の園・広島	広島市中区平野町3番3号	介護老人保健施設

**広島市告示第401号**

平成27年8月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指名したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年8月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人社団 葵会	広島・あおいホームケアサービス	広島市中区平野町3番3号	居宅介護支援
社会福祉法人 IGL学園福祉会	IGL居宅介護支援事業所ベルビュー河原町	広島市中区河原町11番17号	居宅介護支援
医療法人社団 いでした内科・神経内科クリニック	いでした介護支援センター	広島市安佐北区口田三丁目30番13号	居宅介護支援

**広島市告示第402号**

平成27年8月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年8月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社河村福祉サービス	株式会社河村福祉サービス 広島支店	広島市東区温品二丁目22番9号インターハイツ・パートナー304号	訪問介護
株式会社河村福祉サービス	株式会社河村福祉サービス 広島支店	広島市東区温品二丁目22番9号インターハイツ・パートナー304号	介護予防訪問介護

医療法人社団 緑雨会	医療法人社団 緑雨会訪問介護事業所つばさ	広島市安佐北区 落合一丁目 17番12号	訪問介護
医療法人社団 緑雨会	医療法人社団 緑雨会訪問介護事業所つばさ	広島市安佐北区 落合一丁目 17番12号	介護予防訪問介護
株式会社友	訪問看護ステーションゆう	広島市佐伯区 海老園二丁目 4番1-101号	訪問看護及び介護 予防訪問看護
社会福祉法人 I G L学園福祉会	I G Lデイサービスベルビュー河原町	広島市中区河原町11番17号	通所介護
社会福祉法人 I G L学園福祉会	I G Lデイサービスベルビュー河原町	広島市中区河原町11番17号	介護予防通所介護
有限会社アネシス	あっとほーむ デイサービス	広島市中区広瀬町3番29号	通所介護
有限会社アネシス	あっとほーむ デイサービス	広島市中区広瀬町3番29号	介護予防通所介護
株式会社ビッグサン	リハプライド 広島不動産前	広島市東区牛田新町四丁目4番29号	通所介護
株式会社ビッグサン	リハプライド 広島不動産前	広島市東区牛田新町四丁目4番29号	介護予防通所介護
ヤマネホールディングス株式会社	デイサービスきたえるーむ 広島観音	広島市西区観音本町二丁目2番5号	通所介護
ヤマネホールディングス株式会社	デイサービスきたえるーむ 広島観音	広島市西区観音本町二丁目2番5号	介護予防通所介護
社会福祉法人 寿老園老人ホーム	あけぼの寿老園ショートステイ	広島市東区曙一丁目1番28号	短期入所生活介護 及び介護予防短期入所生活介護

~~~~~

**広島市告示第403号**  
平成27年8月3日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条及び第11条の規定に基づき、路外駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

| 駐車場名          | 区画数 | 休止する日時                  |
|---------------|-----|-------------------------|
| 広島市市営上大須賀町駐車場 | 4区画 | 平成27年8月4日から平成29年3月31日まで |

2 休止する理由

駐車场上空の橋脚補修等を行うため。

~~~~~

**広島市告示第404号**  
平成27年8月3日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松井一實  
記

名称	医療機関コード	所在地	指定の期間
みなみストレスクリニック	0124600	広島市南区皆実町一丁目13-27	平成27年4月1日から平成33年3月31日まで
日本調剤広大前薬局	0147928	広島市南区出汐一丁目5-15 岩本ビル1階	平成27年6月1日から平成33年5月31日まで
有限会社ジェイ・ウィルさくら薬局中筋店	0247132	広島市安佐南区中筋三丁目27-21	平成27年7月1日から平成33年6月30日まで
ウォンツ県病院前店	0147936	広島市南区翠五丁目17番12号	平成27年7月1日から平成33年6月30日まで
ぱんだ薬局千田町店	0147894	広島市中区千田町一丁目3-3	平成27年8月1日から平成33年7月31日まで

~~~~~

**広島市告示第405号**  
平成27年8月4日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年1月1日以後に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松井一實

| 寄附金を受領する者    | 寄附金を受領する者の所在地   |
|--------------|-----------------|
| 公益財団法人西川記念財団 | 広島市西区三篠町二丁目2番8号 |

~~~~~

**広島市告示第406号**  
平成27年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示第407号**

平成27年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示第408号

平成27年8月5日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市佐伯区五日市町大字石内の字大影の6499番1、6500番1、6501番1、6501番6、6503番3及び6499番1～6501番1地先水路の一部、宇野原の6688番1、6689番1及び6690番1並びに字黒谷3745番1
- 2 開発面積  
4,171.06㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区井口四丁目3番1号  
株式会社イワキ  
代表取締役 河内正晴
- 4 検査済証交付年月日  
平成27年8月5日

広島市告示第409号

平成27年8月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称           | 所在地                   | 指定年月日<br>／<br>指定有効期限     |
|--------------|-----------------------|--------------------------|
| 段原さくら歯科クリニック | 広島市南区段原日出一丁目15-13-301 | 平成27年7月21日<br>平成33年7月20日 |
| 橋本薬局         | 広島市南区松原町9-1           | 平成27年7月9日<br>平成33年7月8日   |

広島市告示第410号

平成27年8月11日

広島市名誉市民条例（昭和37年広島市条例第17号）第8条の定めるところにより、広島市特別名誉市民として次の者を顕彰しました。

広島市長 松井一實

氏名 アンドレイ・ウラジーミロヴィッチ・コソラポフ  
 現住所 ロシア連邦ボルゴグラード市  
 功績概要 別紙のとおり。  
 別紙 略

広島市告示第411号

平成27年8月11日

広島市名誉市民条例（昭和37年広島市条例第17号）第8条の定めるところにより、広島市特別名誉市民として次の者を顕彰しました。

広島市長 松井一實

氏名 シュテファン・ショストック  
 現住所 ドイツ連邦共和国ハノーバー市  
 功績概要 別紙のとおり。  
 別紙 略

広島市告示第412号

平成27年8月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。  
 なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第413号

平成27年8月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）通路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項により同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）通路301号  
広島駅自由通路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
広島市南区松原町

3 図書の縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課

広島市告示第414号

平成27年8月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項により同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路

3・5・786号 可部宇津線

3・4・784号 藤ノ森大毛寺線

2 都市計画を変更する土地の区域

3・5・786号 可部宇津線

広島市安佐北区可部四丁目、亀山二丁目、亀山南一丁目

3・4・784号 藤ノ森大毛寺線

広島市安佐北区可部一丁目、亀山一丁目、亀山二丁目、亀山四丁目

3 図書の縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課

広島市告示第415号

平成27年8月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、東区役所建設部建築課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

(1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

| 名称                  | 位置及び区域                                                           |
|---------------------|------------------------------------------------------------------|
| 広島駅新幹線口周辺地区地区計画（変更） | 広島市東区之二葉の里三丁目の全部並びに二葉の里一丁目、二葉の里二丁目、上大須賀町及び若草町の各一部<br>広島市南区松原町の一部 |

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課

(2) 広島市東区東蟹屋町9番38号 東区役所建設部建築課

(3) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 南区役所建設部建築課

広島市告示第416号

平成27年8月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び安佐南区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

| 名称               | 位置及び区域          |
|------------------|-----------------|
| 西風新都奥畑地区地区計画（決定） | 広島市安佐南区伴西五丁目の一部 |

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 安佐南区役所農林建設部建築課

広島市告示第417号

平成27年8月14日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ファミリータウン広電楽々園

(2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社広電ストア

代表取締役 脇本 和男

広島市中区東千田町二丁目9番29号

広島電鉄株式会社

代表取締役 椋田 昌夫

広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称    | 代表者            | 住所                | 変更年月日・理由 |
|-----------|----------------|-------------------|----------|
| 株式会社広電ストア | 代表取締役<br>尾崎 義昭 | 広島市中区東千田町二丁目9番29号 |          |
| 広島電鉄株式会社  | 代表取締役<br>椋田 昌夫 | 広島市中区東千田町二丁目9番29号 |          |

(変更後)

| 氏名又は名称    | 代表者            | 住所                | 変更年月日・理由            |
|-----------|----------------|-------------------|---------------------|
| 株式会社広電ストア | 代表取締役<br>脇本 和男 | 広島市中区東千田町二丁目9番29号 | 平成27年6月11日<br>代表者変更 |
| 広島電鉄株式会社  | 代表取締役<br>椋田 昌夫 | 広島市中区東千田町二丁目9番29号 |                     |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり

(変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年6月11日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
別紙2のとおり

5 届出年月日

平成27年7月31日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年度8月14日から同年12月14日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年12月14日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1, 2 略

広島市告示第418号

平成27年8月14日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マダムジョイ千田店
- (2) 所在地 広島市中区東千田町二丁目10番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社  
代表取締役 椋田 昌夫  
広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名（名称）           | 代表者             | 住所                | 変更年月日・理由 |
|------------------|-----------------|-------------------|----------|
| 株式会社広電ストア        | 代表取締役<br>尾崎 義昭  | 広島市中区東千田町二丁目9番29号 |          |
| 有限会社広電商事         | 代表取締役<br>尾崎 義昭  | 広島市中区東千田町二丁目9番29号 |          |
| 有限会社サイクルショップカナガキ | 代表取締役<br>金垣 聡一郎 | 広島市西区横川町三丁目6番13号  |          |

(変更後)

| 氏名（名称）           | 代表者             | 住所                | 変更年月日・理由            |
|------------------|-----------------|-------------------|---------------------|
| 株式会社広電ストア        | 代表取締役<br>脇本 和男  | 広島市中区東千田町二丁目9番29号 | 平成27年6月11日<br>代表者変更 |
| 有限会社広電商事         | 代表取締役<br>脇本 和男  | 広島市中区東千田町二丁目9番29号 | 平成27年6月11日<br>代表者変更 |
| 有限会社サイクルショップカナガキ | 代表取締役<br>金垣 聡一郎 | 広島市西区横川町三丁目6番13号  |                     |

4 変更年月日

平成27年6月11日

5 届出年月日

平成27年7月31日



6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年度8月14日から同年12月14日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年12月14日
- (2) 提出先  
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第419号

平成27年8月14日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マダムジョイ己斐店
- (2) 所在地 広島市西区己斐本町一丁目18番1

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社  
代表取締役 椋田 昌夫  
広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 小売業者      |                | 住所                | 変更年月日<br>その理由 |
|-----------|----------------|-------------------|---------------|
| 氏名又は名称    | 代表者            |                   |               |
| 株式会社広電ストア | 代表取締役<br>尾崎 義昭 | 広島市中区東千田町二丁目9番29号 |               |

|            |                |                     |  |
|------------|----------------|---------------------|--|
| 有限会社広電商事   | 代表取締役<br>尾崎 義昭 | 広島市中区東千田町二丁目9番29号   |  |
| 奥田商事株式会社   | 代表取締役<br>奥田 耕造 | 広島市西区横川町一丁目10番1号    |  |
| 岡野食品産業株式会社 | 代表取締役<br>岡野 吉純 | 兵庫県姫路市御国野町国分寺391    |  |
| 株式会社御菓子所高木 | 代表取締役<br>加藤 博基 | 広島市西区商工センター七丁目1番10号 |  |
| 株式会社いとや    | 代表取締役<br>小川 嘉彦 | 広島市中区本通2番7号         |  |

(変更後)

| 小売業者       |                | 住所                  | 変更年月日<br>その理由       |
|------------|----------------|---------------------|---------------------|
| 氏名又は名称     | 代表者            |                     |                     |
| 株式会社広電ストア  | 代表取締役<br>脇本 和男 | 広島市中区東千田町二丁目9番29号   | 平成27年6月11日<br>代表者変更 |
| 有限会社広電商事   | 代表取締役<br>脇本 和男 | 広島市中区東千田町二丁目9番29号   | 平成27年6月11日<br>代表者変更 |
| 奥田商事株式会社   | 代表取締役<br>奥田 耕造 | 広島市西区横川町一丁目10番1号    |                     |
| 岡野食品産業株式会社 | 代表取締役<br>岡野 吉純 | 兵庫県姫路市御国野町国分寺391    |                     |
| 株式会社御菓子所高木 | 代表取締役<br>加藤 博基 | 広島市西区商工センター七丁目1番10号 |                     |
| 株式会社いとや    | 代表取締役<br>小川 嘉彦 | 広島市中区本通2番7号         |                     |

4 変更年月日

上記3のとおり

5 届出年月日

平成27年7月31日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年8月14日から同年12月14日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の

日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年12月14日
- (2) 提出先

〒730-8586  
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第420号**  
 平成27年8月14日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マダムジョイ矢野店
- (2) 所在地 広島市安芸区矢野東五丁目4038番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社広電ストア  
 代表取締役 脇本 和男  
 広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社広電ストア  
 代表者 代表取締役 尾崎 義昭  
 所在地 広島市中区東千田町二丁目9番29号

(変更後) 名 称 株式会社広電ストア  
 代表者 代表取締役 脇本 和男  
 所在地 広島市中区東千田町二丁目9番29号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 尾崎 義昭	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
有限会社広電商事	代表取締役 尾崎 義昭	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
エトワール株式会社	代表取締役 北原 一人	広島県安芸郡海田町窪町9番22号	平成27年7月25日 退店

(変更後)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	平成27年6月11日 代表者変更

有限会社広電商事	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	平成27年6月11日 代表者変更
----------	-------------	-------------------	------------------

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年6月11日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
上記3(2)のとおり

5 届出年月日

平成27年7月31日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年8月14日から同年12月14日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年12月14日
- (2) 提出先

〒730-8586  
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第421号**  
 平成27年8月14日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ショッピングセンターサンベルモ
- (2) 所在地 広島市東区牛田旭二丁目7番5号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ダイノー